

## レンタル収納スペースサービス約款

### (適用範囲)

第1条 本約款は、当社と当社のサービスを利用する顧客（以下契約者という）の合意のもとに、両者に適用されます。

第2条 (サービス内容)

第3条 当社は、当社の施設または当社が管理する施設内において、間仕切りまたは壁面等で仕切られた一定の区画スペースを利用者に賃貸します。従って、当社は

第4条 収納物品についての保管責任を負うものではありません。

### (収納物品の制限)

第5条 当社スペースに次のような物品を収納することは出来ません。

- ① 貴金属、現金、有価証券、貴重品
- ② 動物、植物等の生物
- ③ 腐敗しやすい物品、不潔な物品
- ④ 湿気のある物品、湿気を発する物品、強い臭気を発する物品
- ⑤ 危険物・可燃物（火薬類等）
- ⑥ 人身、財産、生活等に危害を及ぼす可能性のある物品
- ⑦ 公序良俗に反する物品、違法な物品
- ⑧ その他、収納にふさわしくないと当社が判断するもの

第6条 契約者は、当社サービスの利用に際し、当社の定めた利用契約書を提出しなければなりません。

2. 当社は申込書の内容が事実と相違するために生じた損害については責任を負いません。

### (連帯保証人)

第7条 当社は契約者の申し込みに際して、連帯保証人の保証書および印鑑証明の提出および身元を証明するために必要な健康保険証、運転免許証等の提出を求めることができます。

2. 契約者の当社に対する一切の債務について、保証人は契約者と連帯して履行の責に応じなければなりません。

第8条 収納物品に対しての 保険等が必要な場合はご契約者ご本人様のほうで加入してください。

第9条 当社は、契約者が当社サービスを利用開始するときは、契約書等を交付いたします。

2. 本契約は譲渡、転貸または担保に供することができません。

3. 契約書記載の住所、氏名、印鑑等を変更したときおよび契約書を紛失したときは、遅延なく当社に届けなければなりません。届け出がなかったことにより生じた損害等については、当社は責任を負いません。

(賃貸スペースへの立入り)

第10条 当社は収納物品が当利用取り決めに違反する疑いがあるとき、または当社または第三者に損害を与えたか、与える恐れがあるときは、契約者の同意を得ず、スペースに立入り**収納物品を検査**することが出来ます。

2. 当社は、緊急の必要がありと判断した時は、収納物品を搬出することが出来ます。

この場合、当社は契約者に遅延なくその旨を通知します。

(収納物品の出し入れ等)

第11条 契約者は当社の発行貸与する鍵により、当社が定める営業時間内においては自由に出し入れをすることが出来ます。(店舗は年中無休24時間出し入れ自由です)

(不適収納物品の処置)

第12条 当社は、収納物品が変質、毀損等により収納に適さないと認めたととき、ならびに当社または第三者に損害を与える恐れがあると認められるときは、契約者に対し、相当の期間を定めて必要な処置を行うよう催告することが出来ます。

2. 契約者は催告を受けた時は、遅延なく必要な処置を行わなければなりません。

3. 契約者が、当社の定めた期間内に前項の催告に応じない場合又は催告するいとまがない場合は、当社は収納物品の廃棄その他必要な処置を行うことが出来ます。この場合、当社は利用者に遅延なくその旨を通知します。

(利用場所の変更)

第13条 当施設において、改修工事やリフォームなどむを得ない事由がある場合は、契約者の同意を得て、当社の費用において他の施設に収納物品を移動することが出来ます。ただし、**同意を求めるとまがない場合は、事後に契約者に対し遅延なくその旨を通知します。**

(契約の解除)

第14条 当社は、次の事由がある場合は、契約を解除することが出来ます。

- ① 収納物品が第三条の取り決めに違反することが明らかとなったとき。
- ② 契約者が第8条による収納物品の検査を拒否したとき。
- ③ 契約者が利用料金を**3ヶ月以上**支払わなかったとき。(但し契約者と連絡が取れない場合や 当社からの連絡や催促等に無視した場合はこの限りではありません。)
- ④ 契約者が第18条による料金の変更に応じなかったとき。
- ⑤ 収納物品が当社または第三者に損害を与えたときまたは与える恐れがあると判断したとき。

2. 当社は当契約のサービス内容を提供出来なくなった場合または営業を休止しようとする場合は、契約を解除することが出来ます。この場合は、解除日の3ヶ月以前に利用者に対し、その旨を予告するものとします。

3. 当社が、第1項各号の規定により契約を解除した場合、契約者は遅延なく利用料金その他の費用および延滞金を支払い、収納物品を引き取らなければなりません。

4. 当社は、**第1項または第2項の規定**により契約を解除した場合、これによる損害については、責任を負いません。

(契約者の責任)

第13条 契約者は、故意または過失により当施設または当施設を利用する他の顧客に損害を与えた時は、その賠償の責任を負わなければなりません。

(解約)

- 第14条 1 契約者は、契約期間の満了その他の事由により解約する場合はすみやかに解約手続きをし、当施設のメイン入口鍵等を返還しなければなりません。
- 3、解約月の利用料金は満額領収となり、日割りはできません。
- 4 解約時 メイン入口の鍵は当社に返却願います。(返却と共に2700円返金します。)
- 5 ご購入頂いたルームキー(南京錠)のスペアキーは契約者に返却します。
- 6 賃貸期間は 1か月以上からとします。

(引き取りされない収納物品の扱い)

第15条 当社は、契約者が収納物品を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、または当社の過失なくして契約者を確認することができない場合であって、契約者に対し期限を定めて収納物品の引き取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引き取りがされない時は、催告をした日から90日を経過した後は、利用者に予告した上で、公正な第三者立会いの上、収納物品の売却、その他の処分をすることができます。

ただし、収納物品が腐敗または変質する恐れがあるもの場合は契約者に予告した上で、引き取り期限後直ちに公正な第三者立会いの上、収納物品の処分をすることができます。

2. 当社は、前項の規定により処分等をした場合は、契約者に遅延なくその旨を通知します。
3. 当社は、第1項の規定により売却をした場合は、その代価から利用料金、その他の費用および延滞金ならびに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを利用者に返還し、不足があるときは契約者に対しその支払いを請求します。
4. 当社は、第1項の規定により期限内に引き取りがされない時は契約者に予告することなく、当社の施設から収納物品を取り出し、他に移すことができます。この場合においても、契約者は保管料相当額を支払うものとします。
5. 当社は、前項の規定により収納物品に生じた損害については、責任を負いません。

(料金の支払い)

第16条 契約者は当社が定めた利用料金等を、毎月25日までに翌月分を、指定口座振込にて支払わなければなりません。

(延滞金)

第17条 契約者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合はその日の翌日から支払いのあった日まで年率6%の割合で延滞金を支払わなければなりません。

(料金の変更)

第18条 当社は、利用料金を変更する場合は、変更する日の1ヶ月前までに利用者に通知します。

(個人情報保護)

第19条 当社は個人情報保護法に基づき、契約行為等から得た契約者等の個人情報を適切に管理運用いたします。

(本社営業時間と営業日)

第20条 営業日および営業時間は、つぎの通りとします。

営業時間 10時～18時

休日 年中無休

(利用規則)

第21条 トイレはありません。家庭ごみの持ち込み禁止です。

2、契約ルーム以外の共有部（階段、通路廊下、ホワイエ、駐車スペース等）に物を置かないで下さい。

3、駐車スペースへの長時間駐車は禁止です。また、ここでの事故、駐車違反は当社では責任負えません。

第22条 契約書の内容に不備、記入漏れ、変更があった場合は速やかに訂正、記入後提出しなければならない。

第23条 契約書の不備、訂正、変更があったにもかかわらず手続きが行われない場合は契約解除となる場合があります。

第24条 鍵を紛失、または破損した場合は 南京錠本体 2,300 円、ルームキー 800 円 メイン入口のキー 2700 円でお作りします。

第25条 駐車場は2区画です。混みあっている場合は譲り合いの気持ちを持って速やかな行動で荷物の出し入れをお願いします。

以上

